

大通達甲（情管）第14号  
大通達甲（会計）第3号  
大通達甲（運免）第2号  
大通達甲（交指）第6号  
令和2年3月25日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警 務 部 長  
交 通 部 長

大分県警察運転者管理システム移行対策本部運用要領の制定について（通達）

大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会設置要綱（令和2年3月25日付  
け大通達甲（警）第10号ほか別添）第5の規定に基づき、警察庁において新たに整備される  
共通基盤への運転者管理システムの移行に伴う移行対策本部が設置されたことにより、別添  
のとおり「大分県警察運転者管理システム移行対策本部運用要領」を定め、令和2年4月1  
日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

（情報管理課運用・開発係）  
（会計課予算係）  
（運転免許課免許システム係）  
（交通指導課反則通告係）

別添

## 大分県警察運転者管理システム移行対策本部運用要領

### 1 趣旨

この要領は、現在運用している大分県警察運転者管理業務に係る情報管理システムの警察庁において新たに整備される共通基盤上で運用する運転者管理システムへの移行（以下「システム移行」という。）に必要な事項を処理するため、大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会設置要綱（令和2年3月25日付け大通達甲（警）第10号別添。以下「設置要綱」という。）第5の規定に基づき、大分県警察における警察情報管理システム移行推進委員会（以下「委員会」という。）に大分県警察運転者管理システム移行対策本部（以下「対策本部」という。）が設置されたことから、対策本部の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 所掌事務

対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) システム移行に係る各種取組の統括並びに必要な事項の検討及び調整に関すること。
- (2) システム移行に係る各種取組の推進状況を委員会に報告すること。
- (3) その他対策本部において必要と認める事項に関すること。

### 3 体制等

対策本部の体制及び任務については、大分県警察運転者管理システム移行対策本部体制表（別表第1）のとおりとする。

### 4 運営

- (1) 対策本部は、対策本部長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 対策本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、対策本部への出席を求めることができる。

### 5 プロジェクトチームの設置

#### (1) 設置

設置要綱第5の3(1)の規定に基づき、対策本部に大分県警察運転者管理システム移行プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

#### (2) 所掌事務

プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- ア システム移行に係る移行スケジュールの策定、個別システムとの連携・改修等に関する諸問題への対応、警察庁との連携等、必要な事項の検討及び調整に関すること。
- イ システム移行に係る各種取組の推進状況を対策本部に報告すること。
- ウ その他プロジェクトチームにおいて必要と認める事項に関すること。

#### (3) 構成等

ア プロジェクトチームの構成及び任務については、大分県警察運転者管理システム移行プロジェクトチーム構成表（別表第2）のとおりとする。

イ 責任者は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの班員以外の者に対し、プロジェクトチームへの協力を求めることができる。

ウ 対策本部の運営に関するこの要領の規定は、プロジェクトチームの運営について準

用する。

## 6 庶務

対策本部及びプロジェクトチームの庶務は、警務部情報管理課及び交通部運転免許課において行う。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

大分県警察運転者管理システム移行対策本部体制表

体 制		任 務
対策本部長	警務部長	(1) 対策本部を統括すること。 (2) 対策本部を招集すること。
副本部長	交通部長	対策本部長の任務を補佐すること。
本 部 員	警務部会計課長 警務部情報管理課長 交通部運転免許課長 交通部交通指導課長	(1) 各種取組を統括し、必要な検討及び調整に関すること。 (2) 各種取組の推進状況を委員会に報告すること。 (3) その他対策本部長が必要と認める事項に関すること。

別表第2

大分県警察運転者管理システム移行プロジェクトチーム構成表

体 制		任 務	
責 任 者	交通部運転免許課長	(1) 各種取組を統括し、諸問題等への対応を班員に指示すること。 (2) 各種取組の推進状況を対策本部に報告すること。	
副責任者	警務部情報管理課長	責任者の任務を補佐すること。	
班員	警務部	情報管理課参事（技術対策指導担当）、情報管理課情報セキュリティ対策室長、情報管理課課長補佐（運用・開発担当及び企画・指導担当）及び情報管理課情報セキュリティ対策室室長補佐 会計課課長補佐（予算担当）	(1) 移行スケジュールに関すること。 (2) システム利用者情報の登録に関すること。 (3) ネットワーク構成（通信機器の設定変更を含む。）に関すること。 (4) その他責任者が必要と認める事項に関すること。
	交通部	運転免許課課長補佐（免許担当、免許システム担当、行政処分担当、講習担当、高齢運転者支援担当、安全運転相談担当、試験担当、教習所指導担当）、交通指導課交通反則通告センター所長補佐及び交通指導課課長補佐（指導取締担当）	(1) 移行スケジュールに関すること。 (2) 外字・欠字の編集に関すること。 (3) 出力帳票の選定及び整備に関すること。 (4) 電子署名の秘密鍵作成に関すること。 (5) 機器の整備に関すること。 (6) 個別システムとの連携・改修に関すること。 (7) 仕様の作成に関すること。 (8) 共通基盤と連動したテストの実施に関すること。 (9) 移行リハーサル及び本番移行に関すること。 (10) 移行時の教養及び広報に関すること。 (11) その他責任者が必要と認める事項に関すること。